

肥料・土壌改良資材・培土の販売業者の皆様へ

販売先の農家が生産する農産物が食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

- 暫定許容値を下回る肥料・土壌改良資材・培土（以下肥料等と総称します。）を販売しましょう。
- 肥料等を購入、販売する際は、その肥料等が製造、輸送、保管時に放射性セシウムに汚染されないように取り扱われたものであることを購入元に必ず確認しましょう。
- 由来や管理状況が不明な肥料等は、取り扱わないようにしましょう。
- 輸送、保管する場合は、必要に応じて肥料等をシートで覆うなど、肥料等が放射性セシウムに汚染することのないよう十分に注意しましょう。

肥料・土壌改良資材・培土（以下肥料等と総称します。）の販売業者は、以下の事項を確実に遵守しましょう。

- 1 肥料等を購入、販売する場合は、その肥料等の放射性セシウムの測定結果や使われた原料や製造方法を尋ね、暫定許容値を下回る肥料等であることを、購入元に必ず確認しましょう。
- 2 由来や管理状況が不明な肥料等は取り扱わないでください。
- 3 輸送、保管する場合は、
 - ・屋内で保管する、必要に応じシートで覆う、
 - ・密閉容器又はシートなどで覆って輸送する、などにより、肥料等が輸送・保管中にセシウムに汚染されることを確実に防止しましょう。
- 4 上記の情報を顧客へ情報提供しましょう。

＜肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値＞
400ベクレル/kg（製品重量）

このことに関するお問い合わせは
〇〇県〇〇課
〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇